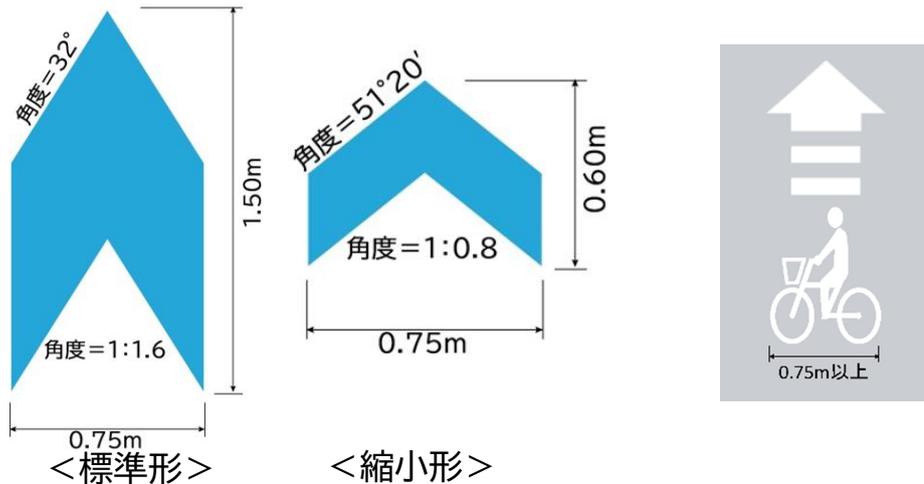


自転車に関する表示 矢羽根型路面表示、ピクトグラム

更新日：2025年9月1日

福島県では、自転車の安全な通行を促すため、主として車道の左側端に「矢羽根型路面表示」、交差点等に「ピクトグラム」が整備されています。

矢羽根型路面表示・ピクトグラムの形状



矢羽根型路面表示

ピクトグラム

矢羽根型路面表示・ピクトグラムの表示する意味

自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するものです。

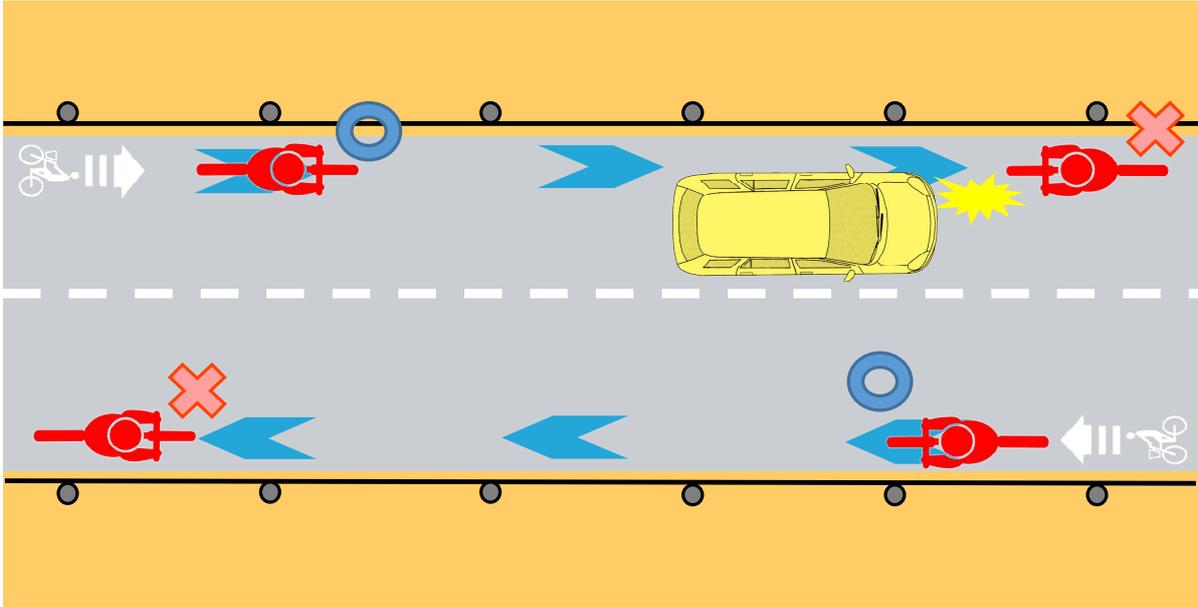
自転車は、矢印の向きに進行してください（逆行はできません。）。

矢羽根型路面表示・ピクトグラムは、道路交通法等に規定されている自転車の通行方法について、自転車運転者及び自動車ドライバーに対し分かりやすく周知し、実効性を高めることを目的として設置しているものです。

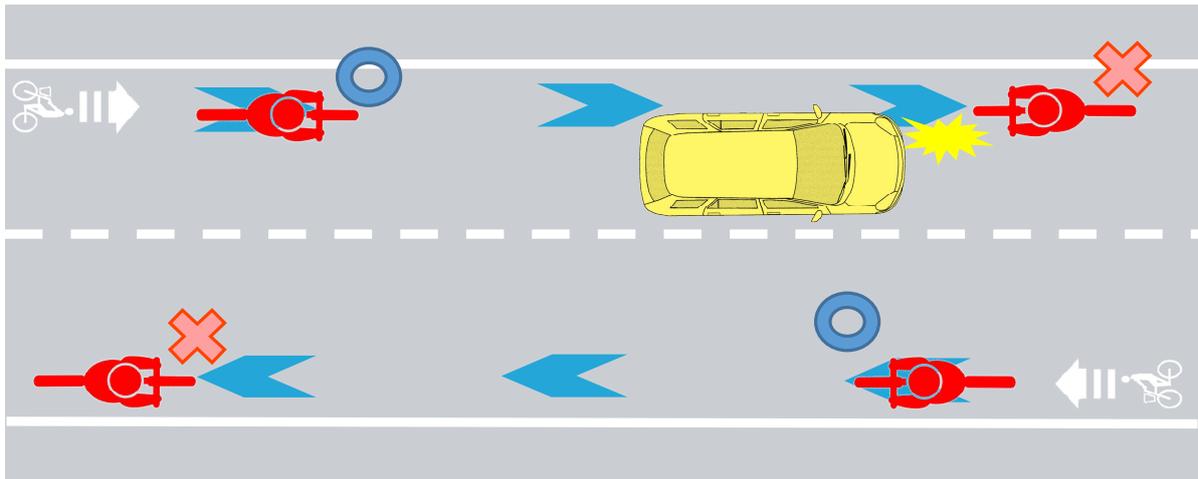
新たな交通方法や罰則を定めた道路標示ではありません。

自転車の通行方法

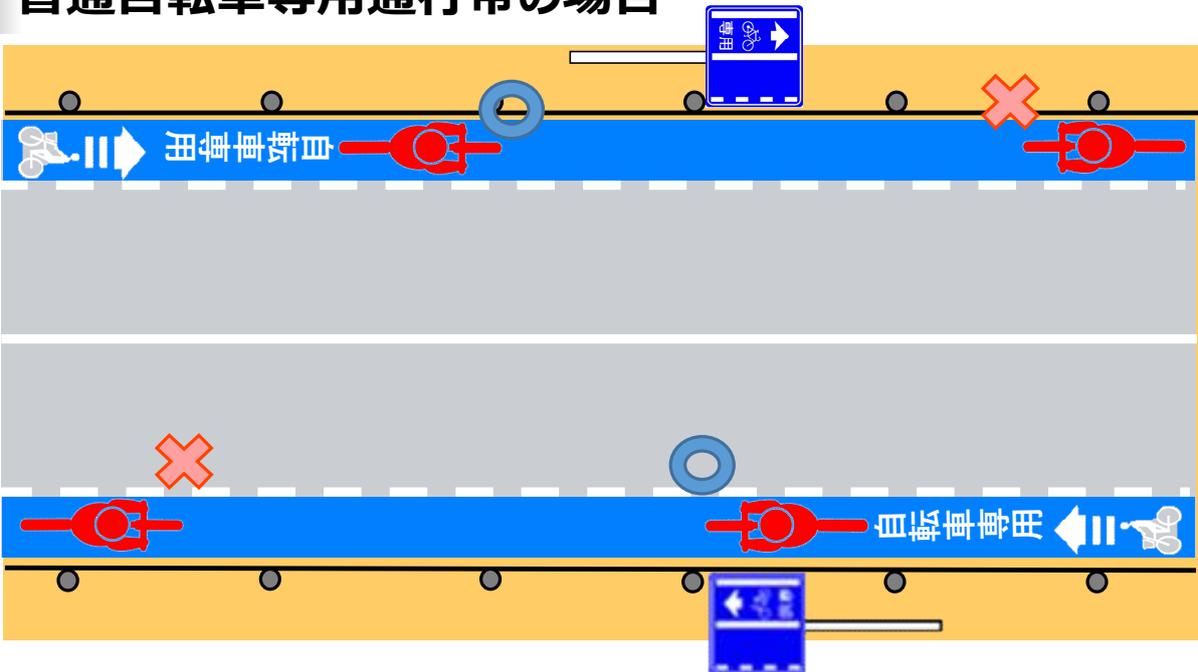
車道の場合



路側帯のある道路の場合



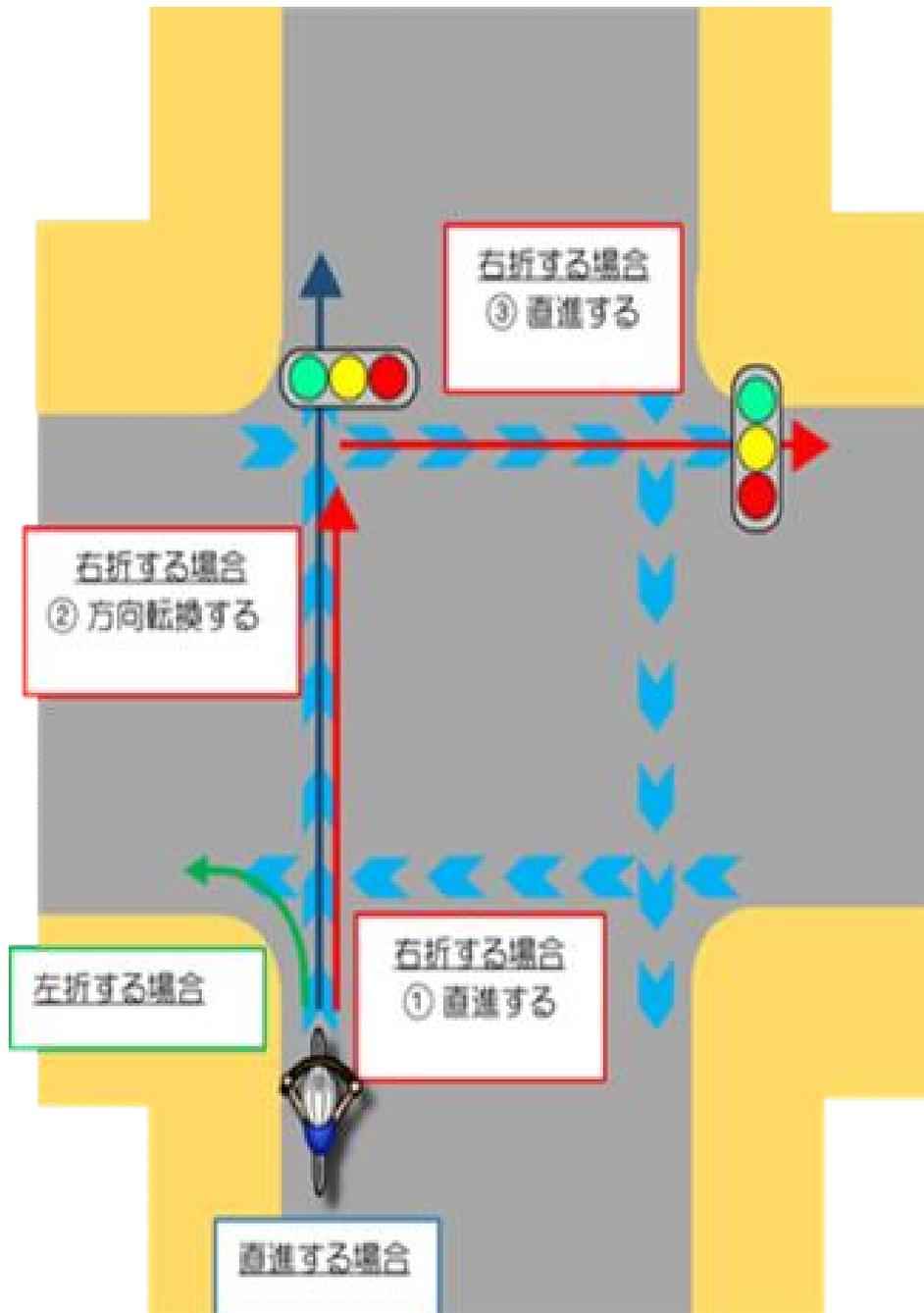
普通自転車専用通行帯の場合



交差点での自転車の通行方法

自転車は、矢印の向きに通行してください（逆行はできません）。

車道を通りしてきた自転車は、対面する車両用の信号機に従ってください。



矢羽根型路面表示・ピクトグラム設置例

ピクトグラム設置例



【白河市新白河一丁目】



【いわき市四倉町】

矢羽根型路面表示設置例



【いわき市四倉町】



【双葉郡富岡町字夜の森】

青系色が基本ですが、景観保全の観点から、緑色、赤茶色、ピンク色が用いられている地域もあります。

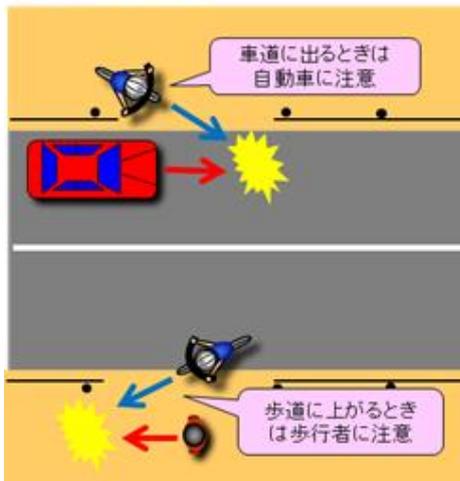
自転車利用者の皆様へ

矢羽根型路面表示・ピクトグラムには、「自転車優先」等法令上自転車を保護する意味はありません。矢羽根型路面表示・ピクトグラムの設置された場所、交差点であっても、自動車や歩行者に十分注意して運転してください。

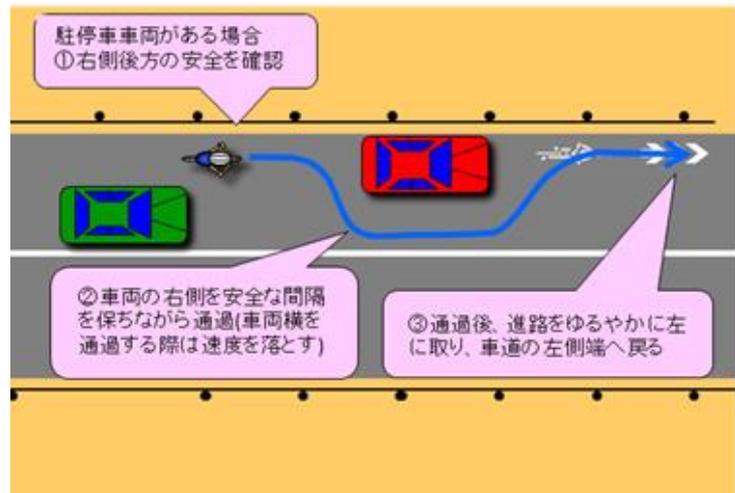
また、路上の駐停車車両を避ける際には、後方から来る自動車がないか安全確認をしてください。

車道に出る際又は歩道に上がる際は、他の自動車、歩行者に十分気を付けるなど、安全運転に心掛けてください。

進路変更時は 自動車・歩行者に 特に注意！



駐停車車両があるときは しっかりと後方確認！



ドライバーの皆様へ

自動車を運転する際は、車道通行する自転車、特に交差点における左折時の自転車の巻き込み事故に十分注意して運転してください。